

平成12年2月24日

衆議院憲法調査会

## 日本国憲法制定過程の問題

参考人 日本大学教授 青山武憲

### はじめに

日本国憲法21条は、表現の自由を保障している。にもかかわらず、「憲法改正」を口にするには、悪いことであるような雰囲気があった。憲法改正を平気で口にしていたある有名な中堅の憲法学者は、憲法学界の重鎮から、「君のような発言は、慎まないと、憲法学界からオミットするよ」という趣旨のことをいわれたと聞く。

そのような雰囲気は、国会にもあったのではないか。「言論の府」である国会で、憲法改正にかかわる発言をして問責された大臣がいた。

国民の間には、改憲、護憲、論憲等と種々の意見があるが、国民を代表する国会が、自ら憲法を調査してみるということは、わが国会が、真の意味の「言論の府」となったことを意味する。

### 1 いわゆる護憲勢力の主張の源流と日本国憲法制定時の雰囲気

日本社会党：昭和21年11月6日社会新聞聞

①主張：「新憲法を守り抜く覚悟」

②片山委員長：「これは社会主義に先行すべきものであり地均しとして前奏曲を奏でるべきものである」

③原彪副委員長：社会主義の理想を憲法に謳うことは「できなかつたとはいへ民主主義の道はそれへの接近を可能にした。さらに近い将来には、勤労階級の窮乏からの自由を、即ち社会主義の理想を、実現しなければならない。」

④森戸辰夫副委員長：「われわれの努力により社会主義への芽はこれを植えつけることができた」「日本を社会主義日本にまで育て上げるのは大衆諸君の努力である。」

日本共産党：日本共産党憲法草案(昭和21年6月28日決定)((社会科学研究所、1993年)→「憲法事典」(青林書院新社)では、「日本人民共和国憲法(草案)」となっている)を出す。

① 党の綱領：「世界の民主勢力と日本人民の圧力のもとに一連の『民主的』措置がとられたが、アメリカ帝国主義者はこれをかれらの対日支配に必要な範囲にかぎり、民主主義革命を流産させようとした。現行憲法は、このような状況のもとでつくられたものであり、一面では平和的民主的諸条項をもっているが、多面では天皇の地位についての条項などわが党が民主主義的変革を徹底する立場から提起した『人民共和国憲法草案』の方向に反する反動的なものをのこしている。」

② 宮本顕治氏：新憲法は「現行の欽定憲法の単なる『改正』であっては」ならない(「言論」)。

「天皇制反対・人民共和政府のための闘争が、いかに重要な人民解放の方向であり、いかに日本民族の合理的発展と幸福のために必要であるかは、歴史の中で必ず確認されよう。民主的新憲法の制定はこの大衆的確認の法制化として結実されなくてはならない」（「民主憲法の機軸」）

内閣法制委員会 芦田均委員の回想：「そのころの空気は、どういうものであつたかということとは、的確に述べることは困難と思う」

「社会党は、その修正案をある程度まで主張したけれども、数で通らないと非常に紳士的な態度でそのまま納得して、別に最後まで投票を求めて反対するとか、退席するというようなことはしなかった」。

「右の方へゆけばゆくほどパッシブ・レジスタンスという気持ちが強かったと感じている。」

高柳賢三会長：貴族院には「内容の可否はともかくとして、外国人の起草したものを日本の憲法にするのはけしからぬというナショナリズム的な感情に基づく不満の念が議員の間にあつたことは事実のようである。」

宮沢俊義参考人：貴族院で「反対者はいうにたらない数であつたが、それでは当時の貴族院議員の大多数は、日本国憲法に終始賛成であつたかといえ、その点は疑わしいと思う。」

それにもかかわらず、賛成が得られたのは、

第1に、政府が国際情勢を理由にして賛成を強く要望したこと

第2に、政府が日本国憲法が総司令部の意向に合致すると強く述べたこと

第3に、すでに衆議院で圧倒的多数で可決されていたこと

（昭和21年8月24日、賛成421、反対8（5票は共産党））

第4に、昭和21年4月10日の総選挙民の意向も（新憲法案）を支持していたと思われること

## 2 日本国憲法制定過程をめぐる憲法論争

序）日本国憲法制定過程をめぐることは、「押し付けられた憲法」とする説と「押し付けられた憲法でないとする説」とに分けられる。しかし、前者の者でも、「かなりの程度に主体性を発揮できた」とする者も多く、また後者の者でも「ある面で押し付けられた」とする者は多い。

一）押し付けでないとする説は、民主化や基本的人権の確立を要求したポツダム宣言を受諾しながら、それに答えず、憲法問題調査委員会（松本委員会）のような案をつくった不明にあることを主張する。

小林直樹教授の見解（註文239号）

「憲法の成立史のある断面だけをとってみれば、その草案がマッカーサーから『与えら

れた』という事実がある以上、こうした主張(押し付け憲法論……参入)に全く理由がないわけではない。けれども、ポツダム宣言を受諾して、新しい民主国家として出直そうとした日本が、今日のような民主的憲法をもつことは、初めから当然の基本方針でなければならなかったはずである。この基本線を自覚しえなかった当時の政治指導者たちが、全く後ろ向きの姿勢で、明治憲法と大差のない草案しか作らなかったことが、そもそも『マッカーサー案』を与えられる原因となったのである。」

「すでに当時の国民の大部分がこの民主憲法の制定を歓迎し、その内容が明治憲法よりもずっと良いものであると共感していた。」(下野、参入)

しかし、この主張は、わが国に日本国憲法を押し付けてよいとする理由としては薄弱である。

### 降伏文書

下名は、茲に「ポツダム」宣言の条項を誠実に履行すること並に右宣言を実施する為  
連合軍司令官又はその他特定の連合軍代表者が要求することあるべき一切の命令を発し  
且斯る一切の措置を執ることを天皇、日本国政府及後継者の為に約す

### ポツダム宣言12項後段

前記諸目的が達成せられ且日本国国民の自由に表明せる意思に従ひ平和的傾向を有し  
且責任ある政府が樹立せらるるに於ては、連合軍の占領軍は、直に日本国より撤収せら  
るべし

イ ポツダム宣言の受諾は、わが国の無条件降伏を意味しない。それ故、連合軍最高司  
令官も、ポツダム宣言の規定に従わなければならない。

カイロ宣言：「日本国の無条件降伏をもたらしするのに必要な重大で長期的な行動を  
続行する。」

ポツダム宣言13項：「吾等は、日本国政府が直に全日本国軍隊の無条件降伏を宣  
言し」

降伏文書：「……一切の日本国軍隊及日本国の支配下に在る一切の軍隊の指揮  
官に対し自身及其の支配下に在る一切の軍隊が無条件に降伏すべき旨の命令を直  
に発することを命ず」

ロ ポツダム宣言が、憲法の改正をまで要求しているとは思われない。ポツダム宣言の  
履行は、大日本帝国憲法の下でも可能である(美濃部・訳)

美濃部達吉法博

「私は、いわゆる『憲法の民主主義化』を実現するためには、形式的な憲法(大日本

憲法のこと・・・(参考人註)改正は、必ずしも絶対の必要ではなく、現在の憲法の条文の下においても、議院法、貴族院令、衆議院議員選挙法、官制、地方自治制その他の法令(実質的意味の憲法のこと・・・参考人)の改正およびその運用により、これを実現することが十分可能であることを信ずるものである。」

#### 宮沢俊義法博

「現在のわが憲法典が元来民主的傾向と相入れぬものでないことを十分理解する必要がある。」

「この憲法における立憲主義の実現を妨げた障害の排除ということは、わが憲法の有する弾力性ということと関連して、憲法の条項の改正を待たずとも相当な範囲において可能だということに注意することを要する。」

ハ ポツダム宣言は、日本国民の自由意思で日本の民主化等を実現する責任ある政府を樹立することとしている。

ニ 「国体の護持」が、降伏の条件であったことを看過してはならない。

#### グルー元駐日大使の見解

「古い日本は、それを根から切って生えかわらせようとすれば枯れてしまうが、健全な幹と枝を残して、注意して育てれば、生え変わりができる。日本の政治において健全な部分は保存し、腐った枝はどしどし切り捨てなければならない。」

「日本が一度び、軍部に左右されない平和を希求する支配者の手に帰すれば、天皇崇拜という神道の一面は、再建日本における資産にこそなれ、負債にはならないであろう。」(1943年12月「ソコ増説」)

「もしこの要素を無視するならば、アメリカは、人口7000万以上の崩壊しかかった社会を無期限に維持し管理する重荷を負うことになる。」(1944年12月上院外交委員)

#### ベヴィン氏の見解

「自分(フォレストル)は、彼(ベヴィン)に対し、日本の天皇について、われわれは降伏に伴い天皇信奉の壊滅を固執すべきものと思うかどうかと尋ねた。彼はためらい、この問題はちょっと考えねばならぬといった。しかし、彼は、日本管理の効果をあげるための方便となるそれを破壊するのは意味がないという考えに傾いているようであった。そして、彼は、リベラルな労働党のリーダーとしては少々驚くべき発言だが、『われわれすべてにとって、前大戦後カイザーの制度を廃止しなかった方がよかったかも知れない。・・・ドイツ人を立憲君主制に導いていた方が、彼らをシムボルなしに放置し、その結果ヒトラーのような人間の心の扉を開かせるよりベターだったのではないか。・・・』といった」(1945年7月29日フォレストル海軍長官とイギリス大使ベヴィン会談)

以上、佐藤達夫「日本国憲法成立史」

ホ 降伏文書の「あらゆる」ということの意味は、上記のことによって制限される。

ヘ 松本委員会は、憲法改正の問題点の研究が使命であり、改正案を考える場合にも、「降伏の条件」による制約と「憲法改正権の限界の問題」がある。

二) 押し付けでないとする説は、日本国民は、日本国憲法を歓迎していたとする。しかし、日本国民が日本国憲法を歓迎していたか否かは、明らかではない。国民は、総じて憲法に関心がなかったからである。

イ 昭和21年4月10日の選挙では、日本国憲法の制定は争点とならなかった。

- ① 当時は当面の生活問題でいっぱいであった(マクネリー、細川隆元)
- ② 社会党の候補者まで国体の護持に焦点を当てていた(林修三)
- ③ 憲法の内容は、ナッシングだった(早瀬)

ロ 国民に対しては、情報、言論、教育等厳しい統制が存在した。ホワイト・ページも存在した。

江藤淳教授

「NHKはじめ日本の報道機関すべてが非常に厳密な連合軍の事前検閲を受けていた。」

「選挙演説というのが放送に導入されたのも当時でございますけれども、その草稿も一応すべて一字一句この事前検閲をされておりました。」(NHK編「憲法論」)

林修三内閣法制局長官

「終戦直後において日本の中でこれは相当進歩的な学者を含めて、憲法を改正しなければならんと思っていた人はあまりいなかった・・・」(NHK「憲法論」)

ハ 選挙後の憲法議会において、革新的な勢力からさえ、憲法を審議することに疑義が呈された程である。

■杜鏡森戸辰男議員

「政府は今日、変革の只中であつて、永久性のある憲法を制定することが可能であるとお考えになつているのであるか。・・・敗戦後の我が国は、皆さんご存じの通り、疲弊困憊のどん底にあつて、国民生活の危機は日に迫つているのである。多くの国民は住むに家なく、食うに食なく、したがつてゆつくりものを考える心の余裕はなく、安住を欠いた人心は、国家の大事に対しても無関心であるか、それでなければ矯激な態度に出ざる危険が屢々ある。またいずれにせよ、彼らから堅実、適正な思慮を期待することは頗る難いのではないかと私は考えている。」(西修「日本国憲法を検証する」)

三 押し付けでないとする説は、極東委員会が見直しを認めたにもかかわらず、見直さなかったことを理由として上げる。国民が日本国憲法を受け入れていたというわけである。

しかし、この説は、情報、教育、表現の自由等の統制が続いた状況下で、見直しをすること自体が賢明なことではなかったことを看過している。

四 押し付けでないとする説は、日本国憲法には、日本国民の意思が反映されていた

し、反映されたという人達の考え方は、その当時の人の多数の意見では必ずしもなかったし、言論の自由が真に存したわけではない国会で再審査をするのは、妥当でなかった。

### 林修三

イ 「占領軍が採用した高野岩三郎案など、当時は、極く一部の意見であった。

ロ 検閲は、相変わらず、徹底した時代であった。

五 押し付けでないとする説は、審議は、自由に行われ、わが国側の意見も、とり入れられたという。

二院制をはじめ、社会党の意見もとり入れられたことは事実である。しかし、審議に際して、たとえば、ホワイト・ページの存在や芦田小委員会の方針などに鑑みれば、必ずしも自由とはいえないものがある。

イ 芦田小委員会の修正の基本方針は、次のようなものであった。

① 原案の大幅修正は、占領軍が認めないだろうから、原案を中心にすること

② 用語を平易にし、翻訳体はできるだけ書き改めること

ロ いわゆる ポツダム貴族などは、発言や考え方などに鑑みて、選任された。上記宮沢証言に見られる如く、審議や決議に圧力があつたことが分かる。ホワイト・ページの存在を前提とした論議であった。

ハ マッカーサーの原則の範囲の審議に限られた。

ニ マッカーサーによる討議の3原則が存在した。

① 討議のために十分な時間と機会が与えられること(建前に過ぎなかった。審議は、急がせられた)

② 大日本帝国憲法との連続性を保障すること(実体法的には無理であった)

③ この憲章の採択が日本国民の自由な意思を表明することを示すべきこと(改正手続きに鑑みれば、虚偽の強制ということになった)

~~衆議院議員~~宮沢俊義：「大日本帝国憲法の改正手続きと両立しない」

同 浅井清：「欽定憲法からなぜ民定憲法ができるか」

「個々の条文の改正を予定した手続きで、なぜ憲法の全部を変えることができるのか」

~~衆議院議員~~美濃部達吉：「大日本帝国憲法の手続きにより、憲法を作り、国民が作ったと宣言することは、国辱」である

④ 両議院の審議中、総司令部からの積極的な働きが数回にわたって行われた(例、文民規定)(内閣憲法調査会報告書)

### 3 ポツダム宣言の受諾後の若干の動きの紹介

事実上の動きとして、次のようなことがあつた。

イ 内閣法制局の内部で、入江俊郎第一部長が、「ポツダム宣言の受諾に伴い憲法中研

事実上の動きとして、次のようなことがあった。

イ 内閣法制局の内部で、入江俊郎第一部長が、「ポツダム宣言の受諾に伴い憲法中研究を要する事項」を列挙し、法制局長官は、事務的に検討することを了承したが、部外に対して、内閣が研究していると誤解されないように処した。

#### 村瀬法制局長官

「東久邇内閣としては、まだそういう方針はとりあげていない。したがって、事務的に検討するのはいいけれども、内閣として研究しているように誤解されると困るから、その辺のところは注意してやってくれ。」

→ その際検討されたことを示す一資料として、9月18日付「終戦ト憲法」が存する

i) 軍の廃止に伴い、文武官を官吏に改める

ii) ポツダム宣言の受諾に伴い、

a) 憲法上の大権事項の処理      b) 貴族院の改組      c) 両院平等の原則の検討      d) 解散権の制限      e) 枢密院の廃止

f) 憲法改正手続きの検討      g) その他(佐藤達夫「日本国憲法成立史」)

ロ 東久邇宮内閣の高木惣吉副書記官長は、矢部貞治東大教授に憲法改正問題の研究を委嘱し、矢部教授は、憲法改正私案を作成したが、これも内閣とは関係なく、緒方書記官長及び高木副書記官長が、将来に備えたものに過ぎなかった(内閣憲法調査会報告書)。

ハ 東久邇宮首相は、個人的に「民主的平和的」新憲法の制定を考えていたが、実現しなかった。その理由は、次の理由による。

① 終戦処理に忙殺され時間的余裕がなかったこと

② 大日本帝国憲法の弾力性を理由として憲法改正を不要とする意見が強かったこと

③ 皇族として天皇制・国体の護持の論議を回避したい心理が働いたろうこと

#### 東久邇宮首相

「国体護持ということは、理屈や感情を超越した堅い我々の信仰である。四辺から来るところの情況や風雨によつて決して動くものではないと信じている。現在においては、先日下された詔書を奉戴しこれを実践に移すことが、国体を護持することである。」(昭和20年8月28日新聞記者会見)

④ 憲法改正に関する総司令部の意向が不明であったこと

⑤ 国民の側では、日常生活に追われ、その関心は、憲法問題に向いていなかったこと。

当時の新聞論調にも、憲法改正を主張したものはなかった。

→ 「当時のわが国の主要新聞の論調を見ると、社説として一般的・基本的な問題を論じたもの……があり、それらは、いわば精神論すなわち敗戦後の新日本建設に対する国民の心構えを論じたものか、あるいは戦争責任論に関するものであつて、憲法問題を直接に論じたものが見られないことが特徴である」

「ただ、20・9・21朝日新聞のみが例外」

#### 4 日本国憲法制定行為の違<法>性

##### 一 条約違反

イ 極東委員会及びマッカーサー総司令部共に、「陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約」(1907年)に附属する「陸戦ノ法規慣例ニ関スル規則」43条に違反する

##### 陸戦規則43条

国ノ権力カ事実上占領者ノ手ニ移リタル上ハ占領者ハ絶対的ノ支障ナキ限占領地ノ現行法律ヲ尊重シテ成ルヘク公共ノ秩序及生活ヲ回復確保スル為施シ得ヘキ一切ノ手段ヲ尽スヘシ

- ① 占領者を送ったアメリカその他の連合国は、右の陸戦法規43条を署名留保をしてはいないから、連合国・占領者は、上記の規定に拘束される。
- ② わが国は、終戦後も、平穏な状態にあったから、日本国憲法制定する必要はなかった。

ロ 極東委員会、マッカーサー総司令部共にポツダム宣言に違反

ポツダム宣言12項及び降伏文書によれば、「日本国民によって」、平和的で責任ある政府を樹立されるべきであった。

ハ マッカーサーの行為の違反

- ① 極東委員会の政策決定権を侵している
- ② マッカーサーには、「憲法の改正」をさせる権限はなかった(昭和1月30日、マッカーサーは、「極東諮問委員会」の訪問団と会い、そのことを認めた・・・ブレイクスリー)。
- ③ マッカーサー及び総司令部の「憲法改正」におけるわが政府に対する行為は、「示唆」あるいは「指導」の域を越えていた。
- ④ マッカーサー及び総司令部の行為は、極東委員会が定めた日本国憲法にかかわる原則に反していた。

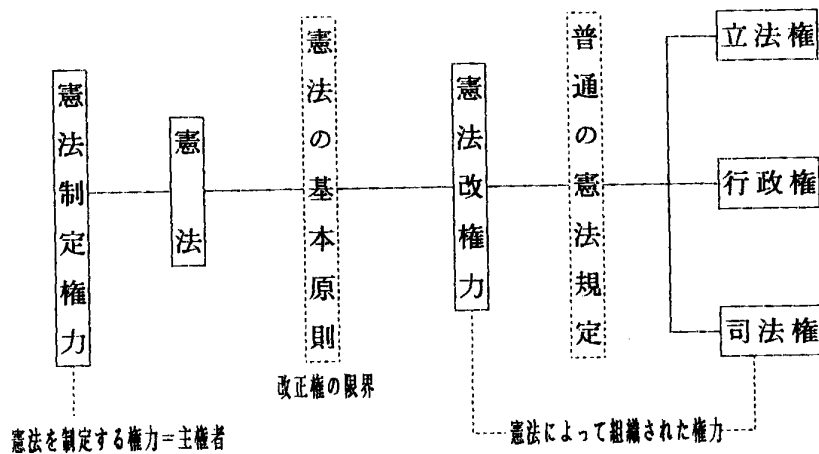
→ 極東委員会「日本の新憲法の採決についての原則」

- i) 新憲法の条項を十分審議するため、適切な時間と機会が与えられねばならないこと
- ii) 大日本帝国憲法と新憲法とは、完全な法的連続性を保つべきこと(実質的には、完全な連続性はなかった)
- iii) 新憲法の採決は、日本国民の自由意思を確定的に表明する明らかな方式をとること(なお、確定と制定の異同不明)

##### 二 憲法改正権の限界を超える違<法>がある

イ 大日本帝国憲法から日本国憲法に変える行為が「憲法の改正」であれば、憲法の改正権の限界を越えた違<法>がある





- ① 「憲法によって組織された権力」が、自分の存在を認めた「憲法を制定する権力」を変換することはできない。それを認めることは、背理である。
- ② 「憲法によって組織された権力」は、憲法制定権力が殊更に重視した憲法の基本原則を侵すことはできない。
- ロ 日本国憲法は、「日本国民が憲法を確定する」旨を宣言しているが、とすれば、天皇が発議し裁可した手続き違反がある。

貴族院議員宮沢俊義 ……大日本帝国憲法の改正手続きと両立しない。

同 浅井清 ……欽定憲法からなぜ民定憲法ができるのか

個々の条文の改正を予定した改正規定でなぜ憲法の全部を変えられるのか

憲法院議員美濃部達吉 ……大日本帝国憲法の手続きにより、憲法を作り、国民が作ったと宣言することは、国辱

#### おわりに

わが国は、無条件降伏※をしたわけではなかったが、その意味を真に理解できず、あたかも無条件降伏をしたかの状態に陥った。日本国憲法は、日本国民のすべてのものが真にものをいえる状態で作られたわけではなかった。それも、日本国憲法を制定した行為が、違<法>であった。現在は、違法な行為によって作られた日本国憲法が、運用されている状態にある。

日本国憲法は、日本国民によって作られたわけではないのである。日本国民の一部が、GHQの手のひらの上で、大変な作業をし、基本的でないところで自己の意見を反映してできた憲法というに過ぎない。

日本国民が、そのような日本国憲法を自分のものとして改めて確認したわけでもない。そのような憲法が、なぜ効力をもつかについても、決着がつけられていない。

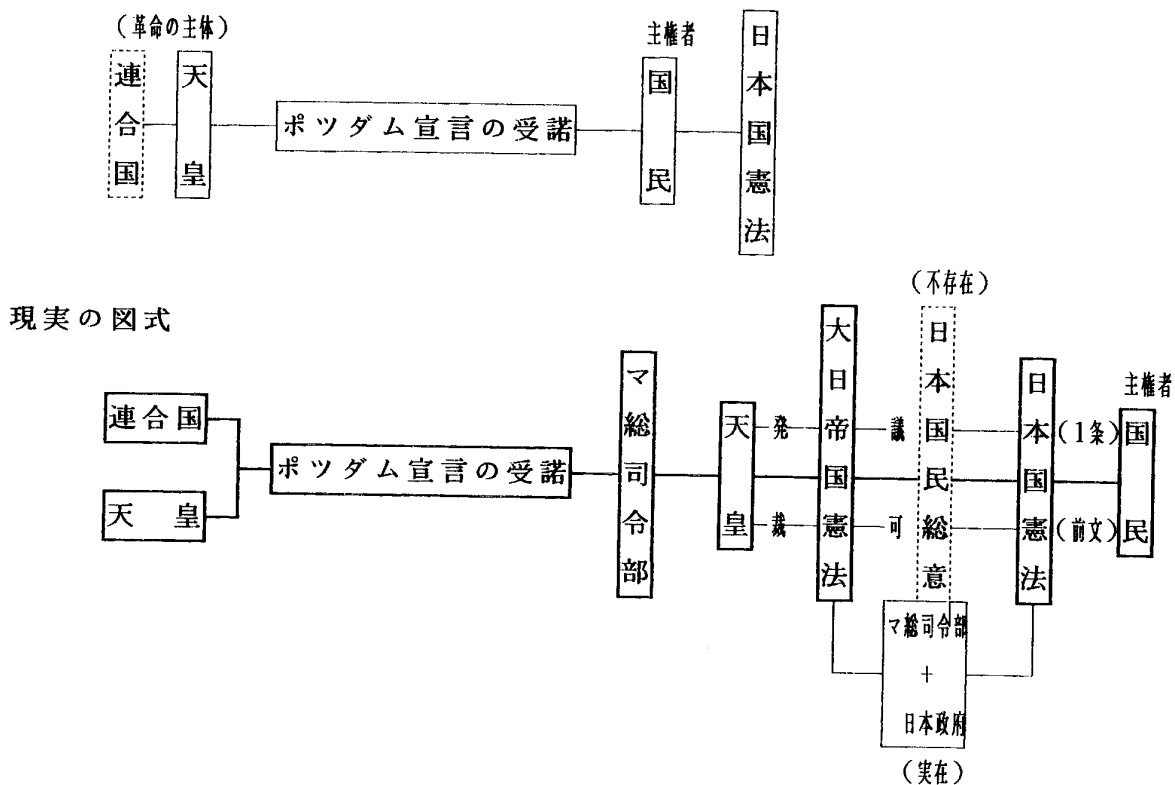
日本国憲法の正当性を認めるために、憲法学界には、8月革命説がある。8月に革命（ポツダム宣言の受諾）があり、それによって、主権者が、国民になったというのである。そして、その国民が、憲法を制定したというのである。このような法理により、日本国憲

法の正当性を認めようとするのである。

しかし、革命説は、事実としても、法理としても、おかしい。なぜなら、ポツダム宣言を受諾したのは、天皇だからである。国民が、なにかをしたわけではないのである。革命説では、革命の主体は、天皇でなければならない。とすれば、国民主権を認めたのは、天皇(又は連合+天皇)ということになる。主権者国民の権威は、天皇に由来することになるわけである。しかし、その後も、天皇(の使い)が、降伏文書に調印し、天皇が、日本国憲法の改正を発議し、裁可している事実を無視してはならない。そのようなことを、日本国民の代表が決めたわけではない。

その天皇によって裁可された憲法で、国民が主権者として規定され、日本国民が主権者になっているのである。

### 8月革命説図式



天皇が革命(ポツダム宣言を受諾)し、それによって、国民が主体となったということは、革命を意味するはずがない。天皇のポツダム宣言受諾行為は、大日本帝国憲法に従ったものであったからである。(憲13条)。

また、法理的には、天皇以外に、マッカーサー総司令部や極東委員会といった存在があったことも、看過しえない。

日本国憲法9条も、法的には、おかしな規定であった。異常な状況下で、真に法理を検討する余裕がなかったからだ。戦争は、軍と軍との戦いである。ポツダム宣言で、軍の解体を約束したわが国は、降伏と同時に、軍を解体した。軍を解体をした以上、戦争は、

できない。わが国の国防にたいする責任と能力を奪われたのである。戦争をできない国（能力がない国）が戦争を放棄する（能力を果たす）という法理は、法的には成立しない。戦争を放棄する以前に、戦争などできなかったのである。4歳の子供が、親の借金を返すと宣言しても、法的には、意味がない。いったい、戦争放棄の問題は、戦争をできる国の問題なのである。そのような規定が、今日、法的に最も激しく論争されている。日本国憲法9条は、政治的に意味がある問題に過ぎなかったにもかかわらずである。

ともあれ、日本国憲法では、このように基本的なことや最も論議の対象となるところが、うやむやなママに運用されている。

日本国憲法制定時の意向に反して、日本国憲法の各条には、いろいろな問題が発生している。このような問題は、できるだけ早く改められるべきである。

### 日本国憲法制定期の法的環境

※

#### 日本国憲法の制定に先立って発された覚書

昭和20年9月10日：言論及新聞の自由に関する覚書

9月24日：新聞の政府よりの分離に関する覚書

9月27日：新聞及言論の自由への追加措置に関する覚書

10月4日：政治的民事的及宗教的自由に対する制限の撤廃に関する覚書

11月6日：特殊会社の解体に関する覚書

11月18日：皇室の財産に関する覚書

12月9日：農地改革に関する覚書

12月15日：国家神道（神社神道）に対する政府の保証、支援、保全、監督及弘布の廃止に関する覚書

昭和21年1月4日：好ましくない人物の公職よりの除去に関する覚書

無条件降伏とは、ドイツ、日本及びイタリアを破滅させることではなく、ただ他国民を侵略征服することを根本義とする哲学を終了させることにある（カプランカでのルーズベルト発言）。

ポツダム宣言の無条件降伏とは（トルーマン）

- ① 日本軍隊の無条件降伏とは、戦争の終了を意味し、日本を現時の破局にもたらした軍指導者の影響力を終止させること
- ② 無条件降伏は、陸海軍兵士の家庭や職場への復帰を意味すること
- ③ 無条件降伏は、日本国民の根絶や奴隷化を意味するものではないこと

ポツダム宣言(加藤-公使)の特徴

- ① 皇帝及び国体につき触れておらざること
- ② 日本主権を認めおること
- ③ 日本主権の行わるる範囲たる日本国土の一部を認めおること
- ④ いわゆる無条件降伏の文字を用うるにあたり、右は、日本軍につきてであり、日本国民又は日本政府につきてにあらざりという印象を与え、彼らとしては余程に考えたりと認めうること、このほか、我々のメンツの保留をいろいろな点で考えたる形跡あること
- ⑤ 日本軍隊は、武装解除後、平和的、生産的生活を送る機会を与えらるべしとしておること
- ⑥ 一般的平和産業の保持、原料入手、世界通商参加を容認すといおること